

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>総務部</p> <p>ふるさと振興部</p> <p>[略]</p> <p>県土整備部</p> <p><u>復興局</u></p> <p>ILC推進局</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 法務、<u>防災</u>その他他部局等の主管に属しない事項</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>総務部</p> <p><u>復興防災部</u></p> <p>ふるさと振興部</p> <p>[略]</p> <p>県土整備部</p> <p>ILC推進局</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 法務その他他部局等の主管に属しない事項</p> <p><u>(3) 復興防災部</u></p> <p><u>ア 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波等による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに特に定める施策の推進に関する</u></p>

<p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 復興局</p> <p style="text-align: center;"><u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に係る 施策の総合的な企画及び調整並びに特に定める施策の推進に関する事項</u></p> <p>(11) [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>る事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>イ 防災等の危機管理に関する事項</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(岩手県防災会議条例の一部改正)

2 岩手県防災会議条例（昭和37年岩手県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第5条 防災会議の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	第5条 防災会議の庶務は、 <u>復興防災部</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

3 岩手県石油コンビナート等防災本部条例（平成5年岩手県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)

第5条 防災本部の庶務は、総務部において処理する。

第5条 防災本部の庶務は、復興防災部において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県国民保護協議会条例の一部改正)

4 岩手県国民保護協議会条例（平成17年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第7条 協議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	第7条 協議会の庶務は、 <u>復興防災部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	